

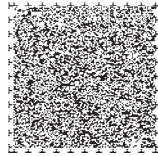
料金後納郵便

親展

「ねんきん定期便」です。
年金加入記録をお送りします。

KKR
国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎



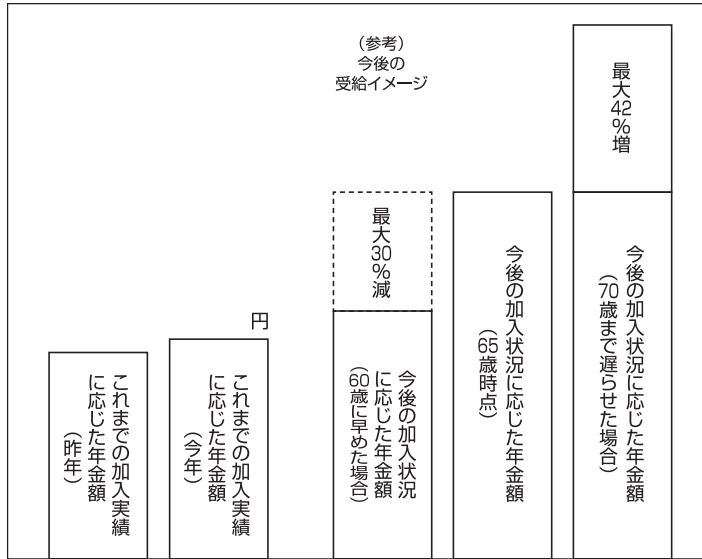
KKRホームページ
<https://www.kkr.or.jp/nenkin/>

左のマークは、目の不自由な方のための音声コードです。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
(雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

- ①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた金額」が昨年よりも増額しています。
- ②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
- ③年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
 - ・年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)
 - (注)65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
 - ・65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。



※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に転職・転勤が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、国民年金および一般厚生年金期間については、お近くの年金事務所、私立学校の教職員期間については、日本私立学校振興・共済事業団、公務員期間については、KKR年金相談ダイヤルへお問い合わせください。

年月(和暦)	国民年金(第1号・第3号)納付状況	厚生年金保険		
		加入区分	標準報酬月額(千円)	標準賞与額(千円)

・納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

「連合会からのねんきん定期便について」のご案内

「ねんきん定期便」の詳細については、KKRホームページをご覧ください。

kkf ねんきん定期便

全国年金相談会のご案内

連合会では、年金額の試算や請求手続などの年金に関する様々なご相談に応じるため、全国各地で「個別面談による年金相談会」を開催しております。

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。

KKR年金情報提供サービスで年金の試算ができます

KKR年金情報提供サービスは、インターネットで公務員期間の年金の試算や年金加入記録の確認などができますので、**老後の生活設計**にご活用ください。

申請・ご利用は、KKRホームページトップページから→

○お問い合わせ先

- KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556(ナビダイヤル)
 0570におかけにれない場合等 03-3265-8155(一般電話)
 受付時間 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30
 ・お問い合わせ等の内容は、電話対応の品質向上のため、録音させていただきますので、ご了承ください。
 ・電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。
 在職中の方の住所変更については、所属の共済組合へお申し出ください。

👉 雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてから
はがしてください。

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、 年 月 までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

「ねんきん定期便」の見方は、

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く) 月	第3号被保険者 月	国民年金 計 (未納月数を除く) 月				
厚生年金保険 (b)				月	月	月
一般厚生年金 月	公務員厚生年金 月	私学共済厚生年金 月	厚生年金保険 計 月			

3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

これまでの加入実績に応じた年金額について

- 年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合があります。「一般厚生年金期間」はお近くの年金事務所へ、「公務員厚生年金期間」は連合会年金部へ、「私学共済厚生年金期間」は日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
- 船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「公務員厚生年金期間」に表示されている年金額が変動する場合があります。

